

資料

栄 光 会

2022 年度総会

江ノ口地区公民館運営（審議）委員会

江ノ口地区公民館

江ノ口地区公民館

江ノ口地区公民館
江ノ口地区公民館
江ノ口地区公民館
江ノ口地区公民館
江ノ口地区公民館
江ノ口地区公民館
江ノ口地区公民館

江ノ口地区公民館

- 江ノ口地区公民館 1 ①
- 江ノ口地区公民館 2 ②
- 江ノ口地区公民館 3 ③
- 江ノ口地区公民館 4 ④
- 江ノ口地区公民館 5 ⑤

江ノ口地区公民館

江ノ口地区公民館

日 時 2022 年 5 月 29 日（日）午後 6 時～
場 所 江ノ口地区公民館

江ノ口地区公民館

会 次 第

拝 覧

- | | | |
|---|---------|-------|
| 1 | 司会進行 | 前田淳二郎 |
| 2 | 運営委員長挨拶 | 伊藤篤雄 |
| 3 | 公民館長挨拶 | 松田誠祐 |
| 4 | 自己紹介 | |
| 5 | 議 事 | |

議長選出 規則第14条により委員長が議長となります。 前田淳二郎

運営委員長：議案の審議進行 伊藤篤雄

- | | | | |
|---|------|------------------|-------|
| ① | 1号議案 | 2021年度事業報告 | 松田誠祐 |
| ② | 2号議案 | 2021年度一般会計収支決算報告 | 原 優子 |
| | | 2021年度特別会計収支決算報告 | 原 優子 |
| | | 2021年度監査報告 | 本田スマ子 |
| ③ | 3号議案 | 2022年度事業計画（案） | 松田誠祐 |
| ④ | 4号議案 | 2022年度収支予算（案） | 松田誠祐 |
| ⑤ | 5号議案 | その他 | 松田誠祐 |

審議終了

- | | | |
|---|---------|-------|
| 6 | その他 | 前田淳二郎 |
| 7 | 閉会のあいさつ | 前田淳二郎 |

本年は第7波コロナウイルス感染が収束して
おりませんので、懇親会を予定しておりませ
ん。お疲れさまでした。

2021年度事業報告

年月日	曜日	事業内容	場所
2021/04/01	木	打ち合わせ, 会計	公民館
2021/04/04	日	会計監査	アイランド
2021/04/12	月	市へR3収支決算書・R4計画書提出	かるぼーと
2021/05/01	土	公民館総会案内	郵便局
2021/05/15	土	江ノ口社協総会	コミセン
2021/05/22	土	コミセン総会	コミセン
2021/05/25	火	市公連監査	かるぼーと
2021/05/30	日	公民館総会	公民館
2021/05/31	月	江ノ口連携協議会設立総会	江ノ口小学校
2021/06/04	金	江ノ口町内会連合会総会	コミセン
2021/06/08	火	市公民館連合会総会	コミセン
2021/06/11	金	江ノ口連携協議会総会	江ノ口小学校
2021/08/06	金	市公連役員全	かるぼーと
2021/08/17	火	野外研修の延期または申止の連絡	郵便局
2021/09/30	木	市公連役員会	かるぼーと
2021/10/19	火	市社協ほっちょけん	公民館
2021/11/21	日	防災学習会	江ノ口小学校
2021/11/14	火	市社協ほっちょけん	公民館
2022/02/21	金	市公連役員会	かるぼーと
2022/02/16	水	公民館役員会	公民館
2022/02/22	火	社明役員会	社福センター
2022/03/29	火	公民館会計	公民館

◎毎週木曜日13:30からの高齢初心者囲碁教室は、4月、11月、12月、1月の前半に実施。

5月から10月、1月後半から2月はコロナ禍のため中止。

◎毎週金曜日10時から開催のいきいき百歳体操は、4月、5月、10月、11月、12月、1月の

前半に実施。6月から9月、1月後半から2月はコロナ禍のため中止。

	△5,081	327,801	888,888	情 小
	0	182,814	182,814	金 銭 懸 賞 予 備
	△5,081	210,412	212,202	情 合

2021年度一般会計収支決算書

項 目	(2021年4月1日～2022年3月31日まで)	日 額	日 単 価
議 決 金		木	10\40\1505
計 画 費		日	40\40\1505
出 発 金		民	20\40\15
内 容 別 収 入 額	510,415円	土	10\30\1505
内 容 別 支 出 額	241,080円	土	20\20\15
差 引 残 額	269,335円	土	25\20\1505
	2022年度へ繰越	日	20\20\1505

収入の部

江ノ口地区公民館 単位:円

項 目	2021年度予算額	2021年度決算額	増 減	備 考
事 業 収 入	200,000	236,000	36,000	
事 業 収 入	200,000	236,000	36,000	公民館使用料
補 助 金	84,888	54,000	△30,888	
市 補 助 金	54,000	54,000	0	研修活動費
市 研 修 補 助 金	30,888	0	△30,888	
寄 付 金	20,000	5,900	△14,100	
寄 付 金	20,000	5,900	△14,100	囲碁教室
雑 収 入	25,000	31,901	6,901	
資 産 収 入	0	1	1	普通預金利息
雑 収 入	25,000	31,900	6,900	冷暖房使用料
小 計	329,888	327,801	△2,087	
前 年 度 繰 越 金	182,614	182,614	0	
合 計	512,502	510,415	△2,087	

2021年度一般会計収支決算書




(2021年4月1日～2022年3月31日まで)

支出の部

江ノ口地区公民館 単位:

項 目	21年度予算額	21年度決算額	増 減	備 考
事務費	120,000	127,080	7,080	
会議費	10,000	4,533	△5,467	総会等
消耗品	15,000	37,614	22,614	事務用品・トイレ用品・スリッパ
通信費	15,000	9,522	△5,478	はがき・切手
印刷費	5,000	800	△4,200	総会資料他
交通費	0	0	0	
光熱水費	70,000	73,506	3,506	水道24,688・電気48,818
雑費	5,000	1,105	△3,895	お茶代(役員会)
負担費	3,000	3,000	0	
市公連	3,000	3,000	0	分担金
事業費	274,000	111,000	△163,000	
野外研修補助	100,000	0	△100,000	
研修費	43,000	0	△43,000	
連携費	0	0	0	
営繕費	0	0	0	
慶弔費	20,000	5,000	△15,000	山本運営委員配偶者
諸給費	106,000	106,000	0	管理手当 42,000×1 館長・会計 30,000×2 監事査 2,000×2
備品費	0	0	0	
雑費	5,000	0	△5,000	
助成費	12,000	0	△12,000	
江ノ口社明推進委員会	10,000	0	△10,000	
江ノ口暴追推進協議会	2,000	0	△2,000	
小計	409,000	241,080	△167,920	
予備費	103,502	0	△103,502	
予備費	103,502	0	△103,502	
次年度繰越金	0	269,335	269,335	2022年度へ繰越金
合計	512,502	510,415	△2,087	

2021年度 特別会計収支決算報告
(令和3年4月1日～令和4年3月31日まで)

項目	2020年度年繰越金	2021年4月1日利息	定期預金へ	合計
普通預金	2,559,249	11	△2,500,000	59,260
令和3年4月9日				
項目	金額	備考		
1 定期預金	1,000,000	10年満期振替		
2 定期預金	1,000,000	10年満期振替		
3 定期預金	500,000	10年満期振替		
合計	2,500,000			
監 査 報 告 書				
2022年4月3日に一般会計収支決算書及び特別会計簿の監査致しましたところ、 金銭出納簿、領収書、関係証拠書類の適否等について、全て適正に執行されて いることを認めましたので、ご報告致します。				
令和4年4月3日				
監事	本田スマ子			
監事	濱嶋裕子			
立会人	松田誠祐			
金額繰上	509,332	509,332	0	金額繰上
	△5,087	510,5	505,512	情 合

第3号議案

(案) 書院予信会第一回予信会
(定ま日18月2年2021合一日1月1年2021合)

2022年度事業計画(案)

重点目標	1. 料理教室を通じて料理の幅を広げるとともに、地域の方々の交流に努める。
	2. 野外研修を通じて会員の親睦に努める。
	3. いきいき百歳体操や高齢初心者囲碁教室を通じて、高齢者の健康と生きがいづくりに努める。

事業計画

1. 役員会・総会の開催
2. 成人学級〔料理教室を開催(5月・7月・9月・11月・2月)〕
3. 江ノ口公民館野外研修の実施(10月の予定)
4. 江ノ口コミュニティセンター運営・公民館活動への参加(講座など)
5. 高知市公民館連合会活動への参加(総会・研修会など)
6. 公民館研究会・大会などへ参加
7. 第64回郷土演芸大会(市公連)へチーム推薦・参加
8. 各種団体(江ノ口社協・江ノ口暴追・江ノ口社明・江ノ口連携協議会など)への参加
9. 中央ブロック公民館研修会への参加
10. いきいき百歳体操の実施
11. 高齢初心者囲碁教室の開催

第4号議案

令和4年度一般会計予算書
(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

総収入 624,223

総支出 624,223

収入の部

江ノ口公民館 単位:円

項目	令和3年度 予算額	令和4年度 予算額	増△減	備考
事業収入	200,000	230,000	30,000	
事業収入	200,000	230,000	30,000	
補助金	84,888	84,888	0	
市補助金	54,000	54,000	0	
市研修補助金	30,888	30,888	0	7,722円×4回
寄付金	20,000	10,000	▲ 10,000	
寄付金	20,000	10,000	▲ 10,000	
雑収入	25,000	30,000	5,000	
資産収入	0	0	0	
雑収入	25,000	30,000	5,000	エアコン使用料
小計	329,888	354,888	25,000	
前年度繰越	182,614	269,335	86,721	
合計	512,502	624,223	111,721	

令和4年度一般会計予算書(案)
(令和4年4月1日～令和5年3月31日まで)

支額号3第

(案)固情業事對平SSOS

支出の部		江ノ口地区公民館		単位:円	
項 目	令和3年度	令和4年度	増 △減	備 考	
事務費	120,000	130,000	10,000		
会議費	10,000	10,000	0	総会等	
消耗費	15,000	15,000	0	事務関係費	
通信費	15,000	15,000	0	切手・はがき等	
印刷費	5,000	5,000	0	総会資料等	
交通費	0	0	0		
光熱水費	70,000	80,000	10,000	電気・水道等	
雑費	5,000	5,000	0		
負担費	3,000	3,000	0		
市公連	3,000	3,000	0		
事業費	274,000	274,000	0		
野外研修補助	100,000	100,000	0		
研修費	43,000	43,000	0	講師謝金8,600×5回=43,000円	
連携費	0	0	0		
営繕費	0	0	0		
慶弔費	20,000	20,000	0		
諸給費	106,000	106,000	0	管理人42,000円 館長・会計30,000円×2 監事2,000円×2	
備品費	0	0	0		
雑費	5,000	5,000	0		
助成費	12,000	12,000	0		
江ノ口社明推進委	10,000	10,000	0		
江ノ口暴追推進協	2,000	2,000	0		
小計	409,000	419,000	10,000		
予備費	103,502	205,223	101,721		
予備費	103,502	205,223	101,721		
合計	512,502	624,223	111,721		

2022年度特別会計予算書(案)

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

江ノ口地区公民館 単位:円

定期預金

項目	金額	備考
定期預金	1,000,000	10年満期振替
定期預金	1,000,000	10年満期振替
定期預金	500,000	10年満期振替
合計	2,500,000	

ゆうちょ銀行

項目	金額
普通預金	59,260

高知市江ノ口地区公民館規則

第一章 公民館

(名称及び位置)

第一条 本館は、高知市江ノ口地区公民館と称し高知市愛宕町三丁目10番23号地に設置する。

(目的)

第二条 本館は、社会教育法に基づき江ノ口地区民の健康の増進・生活文化の振興・社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第三条 本館は、前条の目的達成のため、おおむね次の事業を行う。

1. 江ノ口公民館料理教室等を開設する。
2. 研修旅行を実施する
3. 江ノ口コミュニティセンター運営委員会と連携してその活動を支援する。
4. その他各種の団体機関等と連携を図る。
5. その施設を住民の集会・その他の公共的利用に供する。

(機構)

第四条 本館は、前条の事業遂行のため下記の会及び部を置く。

1. 役員会
 2. 運営委員会
 3. 運営審議会
 4. 女性部
- (1) 役員会は、館長・副館長・女性部長・会計・運営委員会委員長・副委員長で構成する。
- (2) 役員会は、公民館の行う各種事業等の計画を審議する。

(役員、監事及び管理人)

第五条 本館に運営委員会の承認を得た下記の役員、監事及び管理人を置く。

1. 館長1名
2. 副館長3名
3. 会計1名
4. 女性部長1名
5. 監事2名
6. 管理人1名

(任期)

第六条 役員の任期は二年とし、再任を認める。但し、補欠者の任期は前任者の残任期間とする。

(任務)

第七条 本館の役員は下記の任務を有する。

1. 館長は役員会を招集し議長となる。
2. 館長は公民館の行う各種事業の企画実施・本館の管理・その他必要な事務を行う。
3. 副館長は館長を補佐し、館長事故あるときは館長の職務を代行する。
4. 副館長は、総務・研修・料理等の各事業を分担する。
5. 女性部長は、女性部の活動を統括し、料理担当副館長と連携して料理教室を実施する。

6. 会計は、会計に関する事務を行う。
7. 監事は、公民館の事業及び事務執行に関する必要証拠書類等を監査する。
8. 管理人は、館のカギを管理し館の開閉に当たる。

第二章 運営委員会

第八条 本館に運営委員会を置く。

- (1) 運営委員会は毎年度はじめに総会を開く。また、必要に応じて臨時総会を開くことが出来る。総会は運営委員長の承認を得て館長が招集する。
- (2) 総会は、公民館役員、運営委員、女性部員、管理人、監事、運営審議会委員、顧問、相談役、その他役員会が必要と認めた者で構成し、運営（審議）委員会と称する。
- (3) 運営（審議）委員会は公民館役員等の任免、委員等の任免、顧問・相談役の委嘱並びに公民館における各種事業計画、予算決算について承認を行う。

(構成)

第九条 運営委員は、二十名以内を以て構成する。

- (2) 運営委員の委嘱は公民館役員及び運営委員会役員で構成する選考委員会がこれを行う。

(任期)

第十条 運営委員の任期は二年とし、再任を認める。

但し、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(役員)

第十一条 運営委員会に、委員の互選により下記の役員を置く。

1. 委員長 1名、副委員長 2名

(任務)

第十二条 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときはこれを代行する。

(会議)

第十三条 運営委員会は、館長が必要に応じて召集する。

第十四条 委員会は運営委員長が議長となり、本会運営の重要事項を審議する。

- (2) 会議の議決は出席者の過半数の同意によって決する。

(顧問・相談役)

第十五条 本館に運営委員会の議決を得て顧問・相談役を若干名置くことができる。

1. 顧問・相談役の任期は二年とする。

第三章 運営審議会

(運営審議会)

第十六条 本館に運営審議会を置く。

- (2) 運営審議会委員の委嘱は第九条の(2)項に準ずる。

第十七条 運営審議会規則については別に定める。

第4章 財務

(経費)

第十八条 本館の経費は、事業収入と補助金を以つて充てる。

(会計)

第十九条 本館の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

第5章 補則

(会則修正)

第二十条 この規則に格別の定めのない事項は、慣例によるほか公民館役員会において決する。

(2) 本館規則の修正は運営(審議)委員会において行う。

付則

この規則は、昭和二十九年六月九日から施行する。

- (1) 昭和六十三年五月二十日 一部改正
- (2) 平成四年五月二十七日 一部改正
- (3) 平成七年五月十七日 一部改正
- (4) 平成二十年六月七日 一部改正
- (5) 平成二十七年六月十四日 一部改正
- (6) 平成三十年六月二日 一部改正

(構成)

第一条 江ノ口公民館に社会教育法第30条に準じて運営審議会を置く。

(2) 運営審議会委員は5名以内とする。

(任期)

第二条 運営審議会委員の任期二年とし再任を認める。

但し、補欠委員は前任者の残任期間とする。

(任務)

第三条 運営審議会委員は館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業企画実施について調査審議する。

選考委員会 (内規)

第一条 公民館規則第九条2項により選考委員会を置く。

(2) 選考委員は公民館正副館長・運営委員会正副委員長により構成する。

(構成)

第二条 選考委員会は館長の諮問に応じ公民館運営委員、部員、管理人、監事、運営審議会委員、顧問・相談役の選考に当る。

付 則

(費 用)

- (1) この規則は、平成七年五月十七日成立。平成八年四月一日施行する。
- (2) 平成二十七年六月十四日 一部改正
- (3) 平成三十年六月二日 一部改正

慶 弔 規 定

第 11 章 規 則

(趣 旨)

(五 制 明 会)

江ノ口公民活動を積極的に推進支援する一環として、公民館運営審議会委員、運営委員会委員、顧問・相談役、公民館長ほか職員・部員の慶弔に関して以下の通り慶弔規定を定め限定して運用する。

1. 慶事に関すること

規 則

- 1. 本人の結婚（再婚）の場合 5000円(披露宴出席1万円)
- 2. 国の機関(市県を除く) から公民館に関して受章(彰)の場合 (1万円)
- 3. 友好団体の慶事に関しては、基本的には見送るが館長又は役員会が必要と認めた場合は、相当品(1万円)を贈る。

2. 弔事に関すること

五 制 明 会

- 1. 運営審議会委員・運営委員・顧問・相談役・館長職員等の本人、配偶者の死亡について弔慰を表するものとする。弔慰金額は当分の間は1万円を限度とする。
- 2. その他の弔事に関しては館長に一任する。但し、後日運営(審議)委員会に報告しその承認を得ること。

(知 謝)

- 3. 上記以外の場合、緊急の場合を除いて役員会で決し、後日運営(審議)委員会承認を得るものとする。(緊急の際は、館長専決で執行し、事後役員会に報告する。

(陳 述)

- (1) 2019年5月29日 一部改正

(殿内) 会 員 委 員 会

審議会委員、顧問・相談役、公民館長ほか職員・部員の慶弔に関して以下の通り慶弔規定を定め限定して運用する。

江ノ口公民活動を積極的に推進支援する一環として、公民館運営審議会委員、運営委員会委員、顧問・相談役、公民館長ほか職員・部員の慶弔に関して以下の通り慶弔規定を定め限定して運用する。